

介護職員等処遇改善加算に係る「見える化要件」について

令和6年6月の介護報酬改定において、これまでの「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等加算」が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

「見える化」要件とは

介護職員等処遇改善加算を取得するためには、加算要件に基づく取組について、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容をホームページへの掲載等により公表することが求められています。

加算取得状況

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)

1.月額賃金改善要件Ⅰ

処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う

2.キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ

- Ⅰ 職員の任用要件・賃金体系の整備
- Ⅱ 介護職員の研修の実施又は研修の機会の確保
- Ⅲ 昇給の仕組みの整備(経験に応じて昇給、資格等に応じて昇給、一定の基準に基づき昇給を判定)
- Ⅳ 経験・技能のある介護職員のうち、1人以上は賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること
- Ⅴ サービス類型ごとに一定の割合以上の介護福祉士等の配置

3.職場環境等要件について

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的取組(賃金改善以外)につきまして、以下のとおり公表します。

区分	具体的な内容
入職促進に向けた取り組み	○ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現の為の施策・仕組みなどの明確化
	○ 他産業からの転職者・主婦層・中高年齢者・経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築(採用の実績でも可)
	○ 職場体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	○ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	○ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	○ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	○ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	○ 有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等から積極的な声かけを行っている
腰痛を含む心身の健康管理	○ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施
	○ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	○ 厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修の活用等)を行っている
	○ 現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	○ 介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
やりがい・働きがいの醸成	○ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	○ 地域包括ケアの一員としてモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施